

京都大学大学文書館利用等要項及び国立大学法人京都大学会計実施規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>京都大学大学文書館利用等要項 (平成13年2月27日総長裁定)</p> <p>(前 略) (写しの交付)</p> <p>第19 (略)</p> <p>2 写しの交付は、当該特定歴史公文書等の媒体に応じて、次の各号に定める方法について、大学文書館が指定した方法のうちから当該利用請求者が希望する方法により、実施するものとする。この場合において利用請求者は、併せて部数を指定しなければならない。</p> <p>(1) 文書又は図画（法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物を含む。） ア～エ (略)</p> <p>オ スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの</p> <p>カ スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの</p> <p>(2) 電磁的記録（法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物を含む。） ア } (略) イ } ウ 電磁的記録として複写したものを光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの</p> <p>エ 電磁的記録として複写したものを光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの</p> <p>(中 略)</p> <p>料金表（第20関係） (略)</p> <p>国立大学法人京都大学会計実施規則 (平成16年4月1日総長裁定)</p> <p>(前 略) 様式1 (略) (後 略)</p>	<p>(写しの交付)</p> <p>第19 } 2 } (同 左)</p> <p>(1) ア～エ } オ スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの</p> <p>カ スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの</p> <p>(2) ア } (同 左) イ } ウ 電磁的記録として複写したものを光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの</p> <p>エ 電磁的記録として複写したものを光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの</p> <p>料金表（第20関係） (別 添)</p> <p>様式1 (別 添)</p> <p>附 則 この要項は、令和元年7月1日から実施する。</p>

料金表（第20関係）

特定歴史公文書等の媒体	写しの交付の実施の方法	実施手数料の額
<p>1 文書又は図面（第6及び法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物を含む。）</p>	<p>イ 複写機により用紙に複写したものの交付（第6及び法第16条第3項の規定に基づく利用のために作成された複製物に限る。）</p>	<p>用紙1枚につき20円、カラー出力60円（B4判及びA3判についても同じ。）</p>
	<p>ロ 撮影したモノクロマイクロフィルムのネガの交付</p>	<p>1コマの撮影につき80円（間紙が必要な場合は90円）</p>
	<p>ハ 撮影したモノクロマイクロフィルムを用紙に出力したものの交付</p>	<p>用紙1枚につき120円（B4判については140円、A3判については180円）</p>
	<p>ニ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を用紙に出力したものの交付</p>	<p>用紙1枚につき110円（カラー出力については130円）</p>
	<p>ホ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付</p>	<p>光ディスク1枚につき300円に当該文書又は図面1枚ごとに70円を加えた額</p>
	<p>ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付</p>	<p>光ディスク1枚につき500円に当該文書又は図面1枚ごとに70円を加えた額</p>
<p>2 電磁的記録</p>	<p>イ 用紙に出力したものの交付</p>	<p>用紙1枚につき20円、カラー出力60円（B4判及びA3判についても同じ。）</p>
	<p>ロ 電磁的記録として複写したものを光ディスク（日本工業規格日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付</p>	<p>光ディスク1枚につき300円</p>
	<p>ハ 電磁的記録として複写したものを光ディスク（日本工業規格日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付</p>	<p>光ディスク1枚につき500円</p>

様式1

引 継 書

部局名

年号 年 月 日付交替に伴い、下記のとおり引き継ぎました。

記

1 帳簿関係

2 帳票関係

3 関係書類

4 その他必要事項

引 継 年号 年 月 日

前 任 役職 氏名 印

後 任 役職 氏名 印

備考 1 帳簿関係で、電子計算機用記録媒体を引き継ぐ場合は、〇〇帳票一式と記入する。

2 用紙の大きさは、**日本工業規格日本産業規格**A列4縦を標準とする。